



「ゾーン30」 交通規制について



県公安員会では、馬見北9丁目・馬見中5丁目区域の生活道路を「ゾーン30」に指定し、平成31年2月14日から規制が開始されました。

「ゾーン30」 とは…

- ◆住宅が多いところ、小学校の近くなど生活道路における交通安全対策のひとつで、自動車の速度を抑制し、ゾーンを通過する自動車をできるだけ少なくすることで、歩行者、自転車、が安全に通行できることを目的としています。



- ◆一定のゾーンを指定し、ゾーン内は自動車の最高速度をすべて時速30KMに規制します。また、歩行者等の通行を最優先とするため、路側帯の設置、カラー舗装などの道路整備をおこないます。

「ゾーン30」 では…

- ◆自動車はすべて最高時速30KMです。スピードの出しすぎには注意しましょう。
- ◆生活道路に設定されています。歩行者、自転車を優先して、通り抜けはやめましょう。



◆問い合わせ先 広陵町 環境・安全安心課 ☎(55)1001
香芝警察署 交通課 ☎(71)0110

広陵町ゾーン30新設地区 「馬見北・中地区」

安全な生活環境のため、赤色エリア内の
最高速度規制が30kmに変わります。

香芝市ゾーン30既存地区
「真美ヶ丘西小地区」

馬見北9丁目

真美ヶ丘第二小学校

馬見中5丁目

真美ヶ丘西小学校

畿央大学

香芝高校

高塚地区公園

中和幹線

N